

独占禁止法基本問題懇談会資料 (第20回)

平成18年11月30日

弁護士 向 宣明

(桃尾・松尾・難波法律事務所)

事業者としての見解を述べる機会

意見の提出等

(適宜、審査手続の過程において)

報告命令に対する報告書提出(「課徴金の算定に係る意見」)

新法下で、排除措置命令手続と同時並行になったことにより、事実上、ここに位置づけられ得る。

事前手続

事前手続

(ア) 命令案の受領(例: X日付け)

事前説明の申出をすることができることに関する説明、意見申述の提出期限等に関する通知とともに送付される。

(イ) 事前説明、証拠開示等(開催日例: X + 2営業日)

事業者役員等、代理人弁護士同席の場で、命令案等について説明される。

(ウ) 意見申述(提出期限例: X + 15営業日)

事前説明、証拠開示等

- 認定事実全般についてというよりも、公取委側がポイントとして整理した項目ごとに、説明がなされる。
- 自社従業員の供述調書（閲覧可。謄写不可。移記可。）
- 他社従業員の供述調書（当該社の秘密等との関係が考慮される。閲覧可。ただし氏名は伏せられている。謄写不可。移記可。）
- 自ら提出し留置された証拠（謄写可。）
- 他社から提出され留置された証拠（説明を受ける場合もある。謄写不可。）

意見申述

- 書面提出期限後、5営業日で各命令が下された例がある。
- 意見申述の対象である命令案は、既に公取委としての評価・判断を示したものとなっており、事業者としては、それが公取委により「自発的に」修正・撤回されることを期待して、意見申述を行うことになる。
- 申述された内容についての、公取委側による検討の形跡は、事業者側には何も示されない。

勧告制度との実務的な違い

- 勧告制度
調査に基づく認定・判断(=勧告)について、事業者の応諾を得て、勧告審決として執行。
- 現行制度
調査に基づく認定・判断(=命令)について、送達によって直ちに執行。ただし記載内容の詳細さ等には、特段の相違は感じられない。
- 相違点
実務的には、応諾という仕組みが廃止された「替わり」に、事前説明(の機会の提供)が義務付けられた形となっている。

事後審判制度

- 事業者が審判請求によって求めるのは、事実認定についての審査と、処分の違法性・不当性についての判断である。
- 審判請求は、排除措置命令等の記載が前提となる（事前手続の有無やその運用の如何に拘わらず）。不明確な点については、審判手続において審査官側による釈明がなされるべきである。
- 現行制度の下での審判請求事案において、現在までのところ争点整理が早期に可能となっているとすれば、それは入札談合関連という事案の性質によるところが大きいのではないか。

事後審判と事前手続

- 審判請求にあたり、被審人によって、命令に関する不服とその理由が明示されなければならない。
- 争点の内容自体は、事前手続でのやりとりと重複する場合があることになる。
- 原処分 of 違法性等の判断基準時は、当該原処分時である。
- 原処分を維持する審決では、公取委として、(事業者の意見申述にも拘わらず)かかる原処分を下した
ことについて、いわば当時に遡って意見申述への回答(自己の判断の適法性・妥当性の説明)を行うに
等しい。

事後審判と執行停止

- 公取委は、「必要と認めるとき」排除措置命令の全部又は一部の執行を停止することができるが、具体的にどのような場合に執行が停止されるのかは明らかではない。
- 事業者側としては、審判請求についての決断の前に、措置命令の執行について、公取委への承認の申請を行わなければならないという事態が生じうる。

まとめ

- 現行制度では、旧法下の勧告に相当するものに、事業者側の応諾を経ることなく、正式な命令としての効力が認められるに等しい状況が生じうる。
- 「公取委は、命令を発する時点で、自らの見解を基礎付ける証拠を、事業者側にも開示できる程度に整えている(はずである)」という前提が、上記のような強い効力の実務的な背景となっている。
- 事後審判とは、事前手続での意見申述の際に既に公取委側内部では検討され、ただし事業者側には開示されなかった判断理由が、審決によって事業者側にも開示されるに過ぎないということに帰着してしまうのではないか、との懸念がある。